

別紙様式第11

随意契約を締結した場合の公表様式

No.	物品等又は役務の名称 及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	閉鎖循環式麻酔システム AISYS CS2の保守契約	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.7.1	株式会社 末徳屋医療器店 高知市与力町4番15号	¥4,708,000	当該業者は、当該機器の納入業者であり当該業務に必要な能力及び経験があり、迅速かつ安全に業務を遂行できる業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	8台分
2	セントラルモニタ・モニター機スポット点検	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.7.10	株式会社 シーメック 高知市南久保9-8	¥6,820,000	当該業者は、当該機器の納入業者であり当該業務に必要な能力及び経験があり、迅速かつ安全に業務を遂行できる業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	77台分
3	電子カルテ用ノートパソコンの購入について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.7.10	株式会社ビジョン・システムズ 大阪府大阪市中央区今橋3-1-7 日本生命今橋ビル14階	¥38,617,513	会計規則施行細則第36条「競争に付しても応札者がいないとき、随意契約によることができる」に基づき、随意契約とした。	
4	電子カルテ用デスクトップパソコン(リユース品)の購入について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.7.14	株式会社フジテックス 東京都中央区中野2-24-11-20階	¥26,701,400	一般競争入札公告を行ったが、応札者が不在であったため、会計規則施行細則第36条「競争に付しても応札者がいないとき、随意契約によることができる」に基づき、随意契約とした。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

別紙様式第11

随意契約を締結した場合の公表様式

No.	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
5	電子カルテシステム更新に係る就業管理システム・グループウェアのシステム更新の業務委託契約について①(タブレット除く)	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.7.30	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷6番地33	¥2,915,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	
6	電子カルテシステム更新に係る医用画像情報システム(PACS)の業務委託契約について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.7.31	富士フイルムメディカル株式会社 香川県高松市中野町29-2	¥6,820,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	
7	全自動輸血検査装置オーソVISION Swiftの賃貸借契約及び保守契約	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.8.1	アルフレッサ篠原化学株式会社 高知市大津甲2264番地12	¥3,828,000	病院情報システム系輸血検査システムを継続使用し、データの整合性を担保する必要がある。当該業者は、当該業務に必要な能力及び経験があり、迅速かつ安全に業務を遂行できる業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	2台 2026.8.1～2033.7.31(7年間) 毎月払い(319,000円/月)
8	医用画像情報システム(PACS)の保守契約について【令和8年度】	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.8.3	富士フイルムメディカル株式会社 香川県高松市中野町29-2	¥10,230,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

別紙様式第11

随意契約を締結した場合の公表様式

No.	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部署の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
9	循環器動画システム(GoodNet)の保守契約について【令和8年度】	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.8.5	株式会社シーメック 高知県高知市南久保9-8	¥2,475,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	
10	電子カルテシステム更新に係る生理検査システム(Vita)の業務委託契約について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.8.5	株式会社シーメック 高知県高知市南久保9-8	¥3,289,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	
11	電子カルテシステム更新に係る医用画像管理システム(RIS)の業務委託契約について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.8.13	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 高知市本町4丁目2番40号	¥3,190,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	
12	電子カルテシステム更新に係る日本電気株式会社との契約について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.8.28	日本電気株式会社 東京都港区芝4丁目14-1	¥489,720,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

別紙様式第11

随意契約を締結した場合の公表様式

No.	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
13	電子カルテシステム更新に係る採血採尿支援システム(オートラベラ)の業務委託契約について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.9.3	アルフレッサ篠原化学株式会社 高知市大津甲264番12号	¥2,090,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	
14	微生物分類同定分析装置 MALDI バイオタイパー修理	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.9.7	アルフレッサ篠原化学株式会社 高知市大津甲2264番地12	¥2,552,000	当該業者は、当該機器の納入業者であり当該業務に必要な能力及び経験があり、迅速かつ安全に業務を遂行できる業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
15	電子カルテシステム更新に係る麻酔記録システム(PrecientOR)の業務委託契約について	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.9.17	株式会社シーメック 高知県高知市南久保9-8	¥2,640,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	
16	麻酔記録システム(PrecientOR)の保守契約について【令和8年度】	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町一丁目4番63-11号	R8.9.24	株式会社シーメック 高知県高知市南久保9-8	¥6,850,000	会計規則第36条4項 競争を許さない場合	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。